

文化観光拠点施設を中核とした長崎県文化観光ガイドブック制作業務委託 仕様書

1 委託業務名

文化観光拠点施設を中核とした長崎県文化観光ガイドブック制作業務

2 業務目的

長崎県文化観光推進地域計画における趣旨のもと、文化観光中核拠点施設等の有する魅力、そして文化観光拠点施設等を通じて見えてくる地域固有の魅力を伝え長崎県の文化観光の理解・周遊促進を行う。

※この業務において「文化観光拠点施設」とは、観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう地域の文化資源の解説及び紹介をするなど、施設の所在する地域における文化観光の推進の拠点となるものをいう。

4 予算額

4,983,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 業務内容

下記コンテンツの制作に係る企画・編集を行う。

※企画・編集とは、掲載内容の企画・掲載する施設等への取材・文章の作成・画像の用意・デザインを基本業務とし、かつ印刷製本・納品等、完成に至るすべての業務とする。

※受託者は、受注後速やかに、ガイドブック全体の構成を検討のために、委託者が指定した者（文化観光拠点施設の学芸員等、現状6名程度を想定）を招集し、編集会議を2回以上実施すること（オンラインも可とする）

※受託者は、上記編集会議を踏まえて、各施設・地域ごとに採用する案件・ストーリーを検討・決定する際は、委託者及び文化観光拠点施設の学芸員等と十分協議を行うものとする。

(1) ガイドブックの制作

無料頒布分の用途は、県や関係施設の広報活動や現地ガイドの育成研修を目的として配布を想定している。

無料頒布分の作成に加えて、受託者の責任において、有料頒布することを想定している。有料頒布の考え方についても公募型プロポーザルにおいて審査を実施する。

ア ガイドブックの内容

(ア) 文化観光拠点施設の魅力（例：コンセプト、展示のストーリー、人、資料等）を取り上げること。

最低限取り上げるべき地域・施設は以下の通りである。

なお、ガイドブックのコンセプト、歴史のストーリー、まとめり、分かりやすさ、需要等を考慮して、その他の地域や施設も追加して取り上げる旨の提案も歓迎する。

長崎エリア

長崎歴史文化博物館

大浦天主堂キリシタン博物館

長崎県美術館

五島エリア

五島観光歴史資料館

平戸・佐世保エリア

平戸市生月町博物館 島の館

南島原エリア

南島原市有馬キリシタン遺産記念館

(イ) 文化観光拠点施設を中核とすることで見えてくる地域の魅力（例：関連する施設、史跡、祭、人、食、体験等）にも興味が喚起されるように工夫すること。

(ウ) 情報鮮度がすぐに落ちてしまう情報ではなく、観光につながる長崎県の歴史文化の情報にフォーカスすること。

(エ) 紙面上には、本ガイドブックだからこそ触れることができる情報を極力掲載し、web ページ等で容易に入手可能な情報は QR コード等を活用する等工夫する。

(オ) ページ数：おおむね 160 ページ程度を想定している。ただし異なる提案も可とする。ページ数のみをもって評価をするものではないため、提案内容を踏まえて予算の範囲内で効果的なページ数を提案すること。

(カ) 印刷：フルカラー

(2) (1) のガイドブックを周知するチラシの制作

ガイドブックの表紙デザイン等を活用して長崎県の文化観光の魅力を伝えながらガイドブックの PR にもつなげるチラシを制作する。

(3) (1) のガイドブックを周知するポスターの制作

ガイドブックの表紙デザイン等を活用して長崎県の文化観光の魅力を伝えながらガイドブックの PR にもつなげるポスターを制作する。

4 納品する成果物

(1) 納品物

ア ガイドブック

- ・印刷成果物 1000部（無料配布：県へ納品する分）
- ・PDFデータ（低解像度及び高解像度）
- ・aiデータ（又は同等のもの）（再編集可能なレイアウトデータ）

イ チラシ

- ・印刷成果物 2万部
- ・PDFデータ（低解像度及び高解像度）
- ・aiデータ（又は同等のもの）（再編集可能なレイアウトデータ）

ウ ポスター

- ・印刷成果物 500部
- ・PDFデータ（低解像度及び高解像度）
- ・aiデータ（又は同等のもの）（再編集可能なレイアウトデータ）

5 権利の帰属

- (1) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）の全ては、長崎県に帰属するものとする。受託者は県及びその指定する者に対して、成果物の著作者人格権の行使をしないこと。ただし、第三者の著作物を利用する場合には、当該第三者から受託者が適切な許諾を得ておくこと。
- (2) 成果物の作製にあたって、他人の著作権を含む知的財産権、肖像権その他のいかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 出版権は長崎県に帰属する。受託者が有料で頒布する場合は、その都度、県の承認を受けなければならない。

6 業務実施に当たっての注意事項

- (1) 写真、情報等の使用に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者が手続きを行うものとし、当該著作権の使用等に係る経費については、契約金額に含むものとする。
- (2) 写真等の著作権、肖像権など、各種権利等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、長崎県は責任を負わないものとする。
- (3) 第三者が所有する写真、情報等を使用する場合は、受託者が当該第三者と調整した上で、受託者が準備するものとする。
- (4) 本業務の実施に必要な各種手続きは、原則として受託者が行い、当該手続

きに係る費用 は契約金額に含むものとする。

(5) その他本業務の実施に係る費用は、原則として全て契約金額に含むものとする。

(6) 業務にあたっては随時、長崎県及び関係者と情報を共有を図り、了解を得ながら進めること。原則として3回以上、長崎県の校正を受けることとする。

(7) 受託者は、長崎県が掲載を指示する事項について協議の上、対応することとする。

(8) 受注者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。

7 参考資料

- ・長崎県文化観光推進地域計画 [93875601_25.pdf \(bunka.go.jp\)](#)
- ・長崎県文化観光 PR 動画 CROSSING NAGASAKI
[動画で見る長崎 - TABINAGA 旅する長崎学](#)
- ・世界遺産長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産総合パンフレット
[日本語版新1 \(kirishitan.jp\)](#)
- ・巡礼の道ルートブック
[ルートブック | 「おらしょーこころ旅」\(長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産\)](#)
- ・旅する長崎学シリーズ
[旅する長崎学ガイドブック - TABINAGA 旅する長崎学](#)
- ・日本遺産
[日本遺産 \(Japan Heritage\) | 長崎県 \(pref.nagasaki.jp\)](#)